

## 結核定期健康診断実施報告 Q&A

Q1.これは何年ごとの調査ですか？
A1.感染症法の規定により、学校、病院、診療所（歯科診療所含む）、助産所、社会福祉施設、刑事施設の代表者（または管理者）は、結核の定期健康診断を実施し、管轄保健所に報告する義務があります。定期的（年1回）の結核健康診断を義務づけることにより、結核の早期発見、集団発生を防ぐことを目的としています。 【法第53条の2、施行令第11条・12条、法第53条の7、法第53条の3】
Q2.「職員の」とあるが、職員の健診だけ報告したらよいのか？
A2.対象者は管理者、および雇用される従事者すべてとなり、常勤・非常勤（アルバイト/パートタイムなど）を問いません。重複して勤務しておられる場合には、主たる就業者先で計上してください。
Q3.文書が届いたが、すでに報告済みであるが？
A3.追加・修正なければ対象年度の報告は不要です。ありがとうございました。
Q4.提出締め切りまでに集計が間に合わない。
A4.個別に対応いたします。ご連絡をください。
Q5.健診に行く暇がない、長期休業中等の理由で受診できていない従業員がいます。どうしたらよいですか？
A5.未受診者がいる場合には、備考欄に未受診理由を記載してください。 諸事情により結核健診を実施していない場合には、提出期限までに受診者数が「0（ゼロ）」であることと、備考欄に未受診理由を記載してください。 また、健診の実施や受診は義務となっていますので、可能なかぎり対象者への積極的な受診勧奨並びに健診結果の把握をお願いします。

そのほかご不明な点があれば、医事・難病支援課 結核担当 までお問合せください。

松江保健所 医事・難病支援課 TEL：0852-23-1315